

地方からの提案個票

<関係府省第1次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
8	個人の住所に係る告示等の見直し	1
2	各種経由事務の廃止	3
36	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 23 条の 5 の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること	27
22	前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し	29
17	介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化	31
35	都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること	33

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	181	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

外部監査人等に係る告示事項の見直し

提案団体

京都市、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、指定都市市長会、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

包括外部監査人及び個別外部監査人並びに補助者(外部監査の事務を補助する者)(以下これらを「外部監査人等」という。)の住所の告示を廃止する。

具体的な支障事例

【現行制度について】

包括外部監査人について地方自治法第 252 条の 36 第6項の規定を受けた地方自治法施行令第 174 条の 49 の 28 第1号が、個別外部監査人について地方自治法第 252 条の 39 第9項の規定を受けた地方自治法施行令第 174 条の 49 の 35 第1号が、補助者について地方自治法第 252 条の 32 第2項及び第9項が、それらの者の「住所」(民法第 22 条によれば、「各人の生活の本拠」)を告示すべきことを定めている。

【支障事例】

告示は、各自治体によって、掲示場への掲示、公報への掲載、インターネット版公報への掲載等により行われている。そのため、外部監査人等の住所が自由に閲覧可能な状態となっており、個人情報の保護の観点から大きな課題となっている。

【制度改正の必要性】

外部監査人等の住所が公開されること自体により、外部監査人等は、任期中のみならず任期終了後も、自身やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされる。

【支障の解決策】

住所の告示を不要とすることで支障が解決すると考える。

外部監査人等を特定する必要があるのであれば、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会が公開している登録番号や、外部監査人等が自ら営み、又は所属する事務所所在地、上記のいずれにも該当しない場合は、職業、資格又は経歴(例:令和〇年司法試験合格)等、選任要件に関連した情報を告示することとすれば足りる。

なお、外部監査人は、外部監査契約の相手方であり、その職業等が契約締結の要件とされていることから、職業等を告示することで、その者が外部監査人としてふさわしい者であることを明らかにする必要があるとも考えられるが、外部監査契約の相手方でなく、かつ、職業等による制約もない補助者については、そもそも個人を特定するための情報を告示する必要性に疑義がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

氏名及び住所といった個人情報を告示しなければならないことについて、令和6年度の包括外部監査の補助者から不安の声が上がり、包括外部監査人を通じて何らかの対応をするよう申入れがあった。

インターネット上における告示を平成 14 年度から現在まで継続していたところ、平成 30 年度の補助者(弁護

士)から「告示を取り下げなければ法的手段をとる。」という旨の申入書(FAX)を収受した。当該申入書には、その理由として、紛争当事者に自宅住所を知られた場合、自身のみならず家族にも危害が加えられる可能性があることが挙げられていた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

外部監査人等のプライバシーが保護される結果、外部監査人等やその家族の生命、身体及び財産が危険にさらされることが解消される。

根拠法令等

地方自治法第 252 条の 32 第 2 項、第 9 項
地方自治法施行令第 174 条の 49 の 28 第 1 号、第 174 条の 49 の 35 第 1 号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、茨城県、群馬県、高崎市、神奈川県、新潟県、浜松市、京都府、広島市、長崎市

○当市においても同様の支障が顕在化する可能性がある。
また、包括外部監査契約又は個別外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しを一般の閲覧に供すること(地方自治法施行令第 174 条の 49 の 25 第 2 項又は第 174 条の 49 の 33 第 2 項)についても、閲覧に供すべき書面の見直しを併せて検討いただきたい。

○当県では、過去の補助者の一人から、国税不服審判所の審判官に就任するため、インターネット上に公開されている当時の県報の削除または検索時に表示されない設定をしてほしいとの依頼があった。理由は次の①～③のとおり。

①審判に係る当事者からの嫌がらせ等が懸念されること
②県報に掲載されている住所からは既に引っ越しており、現在の居住者に迷惑が掛かるおそれがあること
③審判官退任後にも同じ支障があること

上記依頼に対し、既に発行された県報のデータを削除することはできないことから、検索時に表示されない設定を行うことで対応した。

○具体的な支障事例は現時点では生じていないものの、提案団体の事例と同様の事態が生じ得る状態であり、制度の見直しを求める。

○当県の包括外部監査人から、住所が公開されることへの懸念から、補助者のなり手(特に女性)がないとの問題提起がされている。

各府省からの第 1 次回答

外部監査人等の住所を告示する必要性、個人情報 の 適 正 な 取 扱 い の 要 請 及 び 他 の み な し 公 務 員 の 規 律 を 踏 ま えて、外部監査人等の住所告示の在り方について検討してまいりたいと考えております。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	64	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築等の届出のオンライン化及び建築主事等の経由事務又は市町村の経由事務の廃止

提案団体

市原市、船橋市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築又は同条第2項に基づく除却の届出について、e-Gov等を利用したオンラインによる届出を可能とするとともに、建築主事等の経由又は市町村の経由に係る規定を廃止し、届出者が直接都道府県へ届け出ることを可能とする。

具体的な支障事例

建築工事届及び除却届については、市町村を経由することとされているが、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

- ・年間処理件数(令和5年実績、共同提案団体含む) 除却届 186件(主提案団体)・105件(共同提案団体)、建築工事届 959件(主提案団体)・2,505件(共同提案団体)
- ・入力処理時間 除却届5分/件、建築工事届5分/件
- ・入力項目 (着工及び工事完了の予定期日、建築主、敷地の位置、工事種別、主要用途、一の建築物ごとの内容、新築工事の場合における敷地面積、住宅部分の概要等)

なお、当市においては、建築工事届のうち都市計画区域外のもの(19件/959件)について、要望があれば市が記載事項証明書を発行しているが、令和5年度の記載事項証明書発行件数は6件だった上、法改正により令和7年4月から都市計画区域外の工事届の件数は19件より減る見込みである。その為、建築工事届に基づく記載事項証明書の発行について、現在建築主事を設置する特定行政庁で担当しているところ、仮に経由廃止によって都道府県が直接記載事項証明書の発行を担うことになったとしても、法改正による発行件数減少が見込まれるため、大きな事務負担にはならないと思われる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。

市町村経由が廃止されれば、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

建築基準法第15条第1項及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、島田市、枚方市、和歌山市、久留米市、熊本市、特別区長会

○当市においても、提案団体と同様に書面提出を受けた届出のデータ入力に時間を要している(令和6年度工事届 1,152 件、除却届 114 件)。
届出者によるオンライン入力の場合、入力項目、内容は容易に正常値であるか否かを判断できるものであり、オンラインによる届出であっても、統計への影響はきわめて軽微であると思われる。
また、届出受理の証明を求められるため、必要に応じて控えに受付印を捺印しているが、システム入力完了による自動メール受信などで対応可能と思われる。

○職員不足の中、着工統計業務の負担が大きい。また、業務量に対する事務委託費用が低い。

○経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。

○提案市と同様、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

- ・令和5年処理件数 除却届 41 件、工事届 532 件
- ・令和6年度処理件数 除却届 28 件、工事届 523 件、
- ・入力処理時間 除却届約5分/件、建築工事届約5分/件

○提案団体と同様に、建築工事届及び除却届については、調査票へ入力作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。(作業時間:7.75×5日×2名=77.5時間)
そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数(令和5年実績)
除却届 744 件、建築工事届 2,867 件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。
届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○提案団体と同様に事務負担が生じているため、市町村経由が廃止されれば経由に伴う事務負担が軽減される。

○人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終わることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載している Excel 版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	117	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第15条第1項に基づく届出のオンライン化及び建築主事の経由事務の廃止

提案団体

山形市、船橋市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第15条第1項及び同条第2項の届出について、オンラインによる届出可能とするとともに、建築主事経由事務の廃止を求める。

具体的な支障事例

建築基準法第15条第1項の規定により、建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却しようとする場合、建築主事(当市)を経由して、県知事に届け出なければならないことになっている。届出は書類で提出され、受付後は届出のあった工事届又は除却届を、国指定の様式に1件1件入力し、決裁後に県知事へ送付している。これらの届出は、事前に審査を要する項目がない事務的なものである。なお、件数や入力項目も多いため、入力等の作業に毎月5日程度相当の日数がかかっており、事務の負担が生じている。

【令和5年度 工事届】(共同提案団体を含む)
届出:1,043件(主提案団体)
2,505件(共同提案団体)

【R5年度 除却届】(共同提案団体を含む)
届出:159件(主提案団体)
105件(共同提案団体)

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国土交通省において検討されている建築確認の電子申請受付システムや、デジタル庁において運用がなされているe-Gov等を通じてオンラインで届出が可能になることにより、来庁が不要になることに伴う届出者の負担軽減及び職員の作業時間削減による建築行政の効率化に伴う市民サービスの向上が期待される。

根拠法令等

建築基準法第15条第1項及び第2項、建築基準法施行規則第8条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、枚方市、和歌山市、熊本市、特別区長会

○当市においても、提案団体と同様に書面提出を受けた届出のデータ入力に時間を要している(令和6年度工事届 1,152 件、除却届 114 件)。届出者によるオンライン入力の場合、入力項目、内容は容易に正常値であるか否かを判断できるものであり、オンラインによる届出であっても、統計への影響はきわめて軽微であると思われる。また、届出受理の証明を求められるため、必要に応じて控えに受付印を捺印しているが、システム入力完了による自動メール受信などで対応可能と思われる。

○経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。

○提案市と同様、届出者から紙ベースで受け付けたものについて、市が調査票へ入力する等、申請内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

・令和5年処理件数 除却届 41 件、工事届 532 件

・令和6年度処理件数 除却届 28 件、工事届 523 件、

・入力処理時間 除却届約5分/件、建築工事届約5分/件

○提案団体と同様に、建築工事届及び除却届については、調査票へ入力作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。(作業時間:7.75×5日×2名=77.5時間)そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数(令和5年実績)

除却届 744 件、建築工事届 2,867 件

○限定特定行政庁である当市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終わることが困難であること、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載している Excel 版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	187	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第 15 条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止

提案団体

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、愛知県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 15 条に定める工事届・除却届について、建築主(申請者)が自分で ID を取得し、正確に入力できた(建築確認の審査で変更した場合は変更して再入力できた)場合、国へ直接届出が行えるシステム(例:e-Tax、e-Gov 等)を早期に構築していただき、建築主事の経由及び都道府県のとりまとめを廃止していただきたい。

また、建築主事等(建築主事または指定確認検査機関)が確認審査時に、建築工事届の提出の有無と物件を特定するための情報(建築主・建築場所・主要用途・申請床面積)のみを審査時に確認すれば済むようなシステム構築と法及び規則改正をしていただきたい。

具体的な支障事例

建築基準法では、工事届・除却届(以下「工事届等」という。)について、建築主事等を経由して都道府県知事に届け出ることとなっており、都道府県知事はこれを取りまとめ、国土交通大臣に送付しており、これら一連の業務に多大な労力を割いている。

【具体的な事例】

- ・経由機関が多いため、国交省へデータが届くのに多くの時間を要する。
(経由機関【所要期間】:申請者→指定確認検査機関【7-30 日】→建築主事等(5土木事務所、12 特定行政庁)(以下「特定行政庁」という。))【1-10 日程】→県【10 日程】→国土交通省)
- ・工事届については、建築基準法第 15 条第4項に基づく都道府県でのとりまとめ作業の際の確認のみならず、建築基準法第 15 条第1項に基づいて特定行政庁も確認しているため、二重業務となっている。
- ・当県では、2687 件/月(令和5年実績)の工事届入力処理に加え、除却届・災害報告の入力処理を行っており、業務負担が大きい。
- ・工事届等については、不備について、工事監理者に架電照会を行っているが、折り返し対応もしくは不通の場合が多く照会に多大な時間を要する。国土交通省建設経済統計室が HP にて公表しているエラーチェック付工事届(Excel)については、申請の際に PDF での提出が多く、利用率が低いいため、依然として業務負担は減っていない。
(不備の例:工事届:第3面が未記入、建築工事費の予定額未記載等除却届:評価額欄が未記入等)
- ・令和7年1月着工分からの様式改正に伴い、新旧様式が混在で受付可能としているため、業務が煩雑になっているとともに、物件名が新たに入力必須項目になり、さらに業務負担が増えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・現状、申請者が工事届を提出してから、県が收受するまで1か月以上かかっているが、確認申請時に申請者がオンラインで直接工事内容を入力して提出することにより、提出時期の遅滞がなくなるため、適切かつ合理的にデータ収集が可能になり、統計精度の向上に繋がる。
- ・建築主から国に直接提出されることで、建築確認申請と合わせて建築工事届の確認作業を法的根拠なく実施していた指定確認検査機関の業務負担が減少する。
- ・県、特定行政庁の経由が廃止されることにより負担が軽減する。
- ・委託費を地方公共団体に配分する必要がなくなるため、費用削減に繋がる。

根拠法令等

建築基準法第 15 条、建築動態統計調査規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例 (主なもの)

札幌市、花巻市、いわき市、茨城県、栃木県、高崎市、上尾市、千葉県、藤沢市、燕市、長野県、静岡県、豊橋市、三重県、茨木市、和歌山市、岡山県、下関市、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会

○【支障事例】

- ・届出書を紙で受け取っているため、経由事務には郵送料が発生する。
- ・国土交通省が HP に公表しているエラーチェック付工事届は利用率が低いことに加え、届出者にそれを活用する意識がない場合も多いため記入上のルールから外れた形で提出されるケースがある。
- 職員不足の中、着工統計業務の負担が大きい。また、業務量に対する事務委託費用が低い。
- 工事届等について設計者⇒指定確認検査機関⇒特定行政庁⇒県⇒国といった経由先が多く、それぞれの経由先での確認作業が二重業務となっており、それぞれの経由先での修正等があるため、遅滞が発生しているため業務が煩雑化し、多大な労力を割いている。また、経由先が多い中で工事届等の内容の審査・確認はどこが行うのか曖昧であったため、この機に経由を廃止し、責任区分も明確にしていきたいと考えます。
- 経由事務がなくなることで事務負担の軽減となる。
- 提案団体の提案にあるように、本市では建築工事届及び除却届調査票をクラウドへの提出をおこなっており、それまでの作業に時間を要し、事務の負担が生じている。毎月、紙申請、電子申請分の届出書を区ごとに分け、さらに木造・非木造に分けて受付順にならべ、受理番号を付番し、調査表に入力をしているため、作業時間としては2名の職員で5日間を要している。(作業時間: 7.75 × 5日 × 2名 = 77.5 時間)そのため、県からの委託費以上の人件費が生じている状況である。

年間処理件数(令和5年実績)

除却届 744 件、建築工事届 2,867 件

- 限定特定行政庁である本市においても、建築工事届及び除却届の内容の確認及び取りまとめに時間を要している。

届出者が直接届け出ることを可能となるならば、事務効率が期待できると考える。

○【支障事例】

- ・経由機関が多いことに加え、離島等からの郵送の場合より多くの時間を要することになる。
- ・上記理由から、都道府県での入力や確認作業、修正対応を短期間で行う必要があり業務負担が大きい。

【制度改正による効果】

- ・各経由機関による事務作業や郵送等にかかる費用負担が解消される。
- ・申請者においても、申請時点でエラーチェックが行えるようになり、修正等が容易になる。
- 追加事項として、工事届・着手届は郵送で経由されており、SDGsの観点(気候変動など)からも見直しが必要と考えます。
- 人員不足であり、業務の効率化、事務負担軽減が必要である。

各府省からの第1次回答

建築着工統計の経由事務については、建築工事届を行う建築主等の利便を確保すること、被調査対象である建築工事届の数が非常に多く、国の担当職員だけで限られた期間内に調査を円滑に終えることが困難であるこ

重点2(建築)

と、情報の正確性の担保及び建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の確保の観点から、基幹統計である統計調査の品質確保のため、建築主事等及び都道府県を経由することとしているものである。本業務の負担軽減については、令和5年度より、自動的に調査票(Excel)を生成でき、エラーチェック機能も搭載している Excel 版を既に配布しているので、そちらをご活用いただくことにより、転記作業や郵送は不要にすることが現在でも可能となっている。

ご提案内容の検討に当たっては、現状の業務における課題の把握のほか、統計の品質を損なわずに期限内に調査を終えることが可能であるかを検討する必要がある。このため、速やかに特定行政庁等への実態調査を実施した上で、オンライン化を含めた業務効率化や負担軽減の方策を、今後検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	61	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

市原市、大網白里市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び更新手続のオンライン化については、令和6年管理番号22の対応方針で検討することとされているが、申請内容の変更届、再交付申請及び返還に係る手続も含め、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること。

身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続についても、オンライン化しつつ、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること(「療育手帳制度要綱」(「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙)においてその旨を明確化することを含む。)

具体的な支障事例

手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力しており、非効率である。

審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。

精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合せさせた後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。現在は県が申請者に手帳を市まで取りに行くよう通知しているが、令和8年度からは県は行わないとのことで、市が通知を出すことになり更に事務負担が増える。

手帳申請に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。

精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

療育手帳の成人(18歳以上)の申請においては、市で面談を実施し、県でも判定(面談)を実施しており、非効率である。

【精神保健福祉手帳】

・手帳所持者(各年度3.31現在) R1 2,080人 ⇒ R5 2,735人

・手帳交付状況 R1年度 1,134件 ⇒ R5年度 1,531件

・診断書返戻件数 R1年度 31件 ⇒ R5年度 90件

(令和6年度の状況)

・県への進達回数 16回

・1回あたりの進達件数 平均 430件

・診断書の返戻数 令和7年3月21日現在 195件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

【身体障害者手帳】

- ・手帳所持者数 R5 8,220人 R6 8,266人
- ・手帳交付状況 R5 1,146件 R6 1,059件
- ・診断書返戻件数 R5 132件 R6 144件
- ・進達回数 R5 287回 R6 269回

【療育手帳】

- ・手帳所持者数 R5 2,546人 R6 2,659人
- ・手帳交付状況 R5 461件 R6 558件
- ・市での面接回数 R5 97件 R6 92件
- ・進達回数 R5 66回 R6 48回

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

直接担当している県担当部署とやり取りしたいとの訴えがある。
申請から交付まで3か月かかることに不満の声も上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。
市町村経路が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経路に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、同法施行令第5条、第6条の2、第7条、第8条、第9条、第10条及び第10条の2
身体障害者福祉法施行令第4条、第8条
「療育手帳制度要綱」（「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）別紙）第5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、長野県、島田市、尾張旭市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、精神障害者保健福祉手帳の交付事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている）。

療育手帳の所有者数については、令和6年3月末時点で4,884名である。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付手続において、県と申請者の間に市が入ることにより、やり取りに時間を要し非効率が生じている。特に紛失などの場合、申請者の手元に手帳が早く届くことが望ましいが、市町村を経由するため時間がかかる。

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:932人→R4:1,029人→R5:1,095人

○手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力

しており、非効率である。審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合せした後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

【精神保健福祉手帳】

- ・手帳所持者(各年度3.31 現在) R1 587人 ⇒ R6 869人
- ・手帳交付状況 令和元年度 293件 ⇒ 令和6年度 435件
(令和6年度の状況)

- ・県への進達回数 26回
- ・1回あたりの進達件数 平均 30件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

【身体障害者手帳】

- ・手帳所持者数 R5 2,902人 R6 3,077人
- ・手帳交付状況 R5 296件 R6 315件
- ・令和6年度診断書返戻件数 15件
- ・令和6年度の進達回数 51回

【療育手帳】

- ・手帳所持者数 R3 998人 R6 1,050件
- ・進達回数 R6 18回

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

各府省からの第1次回答

精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付の申請等については、精神保健福祉法又は身体障害者福祉法において、居住地(居住地を有しないときは、その現在地)を管轄する市町村を経由して行うこととされており、精神障害者保健福祉手帳は都道府県又は指定都市(精神保健福祉センター)が、身体障害者手帳は都道府県、指定都市又は中核市が申請に基づいて審査、交付の可否及び障害等級の判定を行い、手帳の交付は申請を受理した市町村を経て申請者に対して行われていると認識している。こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討することに際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について、引き続き検討してまいりたい。

また、療育手帳については、法令上の定めがなく、都道府県等が自治事務として要綱を定めて実施しており、交付手続きを含め、制度にばらつきがある。そのため、現時点では国として一律にオンライン化を進められる状況にはない。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	62	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続に係る市町村経由事務の廃止

提案団体

市原市、大網白里市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療費(精神通院)の支給認定に係る申請手続については、令和6年管理番号22の対応方針で検討することとされているが、当該手続に加え、精神通院医療に係る以下の手続等のオンライン化を可能とするとともに、各手続における市町村を経由する旨の規定を廃止し、申請者が直接都道府県へ申請等を行うこと及び都道府県から直接申請者へ受給者証を交付することを可能とする。

- ・支給認定の変更の申請
- ・申請内容の変更届出
- ・医療受給者証の再交付の申請
- ・医療受給者証の交付
- ・医療受給者証の再交付
- ・医療受給者証の返還

具体的な支障事例

審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。

受給者証は郵便小包で届き、県作成の名簿と受給者証を突合せた後、システムへ情報入力して交付する。現在は県から申請者に受給者証を交付するよう指示を受けており、その全てを市が郵送している。

自立支援医療受給者証に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。

県内他市からの転入であっても、診断書を取り寄せる必要がある。

自立支援医療受給者証の有効期間は1年間のため、毎年更新がある。自立支援医療受給者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

- ・精神通院受給者数(各年度3.31現在) R1 4,059人 ⇒ R5 4,459人
- ・診断書返戻件数 R1年度 31件 ⇒ R5年度 90件

【令和6年度の状況】

- ・県への進達回数 16回
- ・1回あたりの進達件数 平均 430件
- ・診断書の返戻数 令和7年3月21日現在 195件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

直接担当している県担当部署とやり取りしたいとの訴えがある。
申請から交付まで3か月かかることに不満の声も上がっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

手続のオンライン化により、申請者の利便性が向上するほか、都道府県の受付に係る事務負担軽減につながる。
市町村経由が廃止されれば、申請から決定までの時間の短縮が見込まれる。また、市町村は、経由に伴う事務負担が軽減される。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第28条、第32条第2項及び第33条第2項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第3項、第42条、第45条第3項、第48条第4項及び同条第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、島田市、尾張旭市、亀岡市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、自立支援医療費（精神通院医療）支給認定における事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい（当市の自立支援医療（精神通院）と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている）。

○申請者にとって身近な市役所で手続ができることはメリットであるが、受給者証の交付は市町村を経由することで時間がかかるため、デメリットになっており、手続のオンライン化が達成されれば、申請者はそもそも窓口に来る必要がなくなる。また、本手続に係る市町村経由事務は市町村に多大な負担を強いており、オンライン化の可否を問わず廃止されることが望ましい。

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○自立支援医療（精神通院）の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:1,755人→R4:1,832人→R5:1,893人

○審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。受給者証は郵便小包で届き、県作成の名簿と受給者証を突合せした後、システムへ情報入力して交付する。現在は県から申請者に受給者証を交付するよう指示を受けており、その全てを市が郵送している。自立支援医療受給者証に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。県内他市からの転入であっても、診断書を取り寄せる必要がある。自立支援医療受給者証の有効期間は1年間のため、毎年更新がある。自立支援医療受給者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。

・精神通院受給者数（各年度3.31現在） R2 1,134人 ⇒ R6 1,198人

【令和6年度の状況】

・県への進達回数 26回

・1回あたりの進達件数 平均 80件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンラ

イン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

各府省からの第1次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	119	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

精神障害者保健福祉手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

精神障害者保健福祉手帳の交付手続について、マイナポータルを活用により直接都道府県に申請することを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている判定結果の送付及び手帳の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

精神障害者保健福祉手帳の申請は、申請者の居住地を管轄する市町村を経由して行うこととされている。市町村は申請を受け、内容の確認や障がい福祉システムへの入力、県への進達を行い、また、県からの結果を受けて手帳の内容確認、システムへの入力、発送作業を行っている。申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要し(当市では1か月半から2か月程度)、その間手帳を用いたサービス等が利用できない。

また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。

申請のオンライン化については、令和6年管理番号 22 により提案されているところであるが、申請者から直接都道府県に電子申請することを可能とし、これにより市町村経由事務を廃止することを求める。

判定結果の送付及び手帳の交付についても、県から送付を受けたものを市町村が窓口交付又は郵送しており、市町村を経由することで交付までに時間を要しているため、交付手続についても市町村経由事務を廃止することを求める。

当市における申請受理件数と、これに伴う手続に係る時間の概算は以下のとおりである。

年間申請件数(変更申請等含む)約 1,400 件、進達までに要する時間1件当たり約5分、県からの結果を受け交付・発送までに要する時間1件あたり約5分。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者からオンラインでの申請を求める声や申請から交付までに要する期間の短縮を求める声がある。申請後、交付までに各種交通機関の割引等が受けられないことがあり、社会参加に支障をきたす事例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーを活用したオンライン申請を可能とすることで、申請書類の記載や書面での添付書類の準備等の申請者の負担が軽減する。

また、市町村経由を廃止することで、申請から交付までの期間が短縮するとともに、手帳を利用した各種サービ

ス等が迅速に受けられる。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項、同法施行令第5条、第6条の2、第7条、同法施行規則第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○手帳交付申請時、交付時等に県においても市においても申請者の個人情報、手帳情報をシステム等に入力しており、非効率である。審査に関する疑義について、申請者に直接確認するのではなく進達した市へ、確認するように指示がある。また、記載不備があった診断書が市へ返戻されるので、市から医療機関へ説明とともに郵送している。このように、県と申請者等の間に、市が入ることで、やり取りに時間を要し、非効率である。精神障害者手帳は郵便小包で届き、県作成の名簿と手帳を突合せした後、システムへの情報入力、蛇腹折にして交付する。現在は県が申請者に手帳を市まで取りに行くよう通知しているが、令和8年度からは県は行わないとのことで、市が通知を出すことになり更に事務負担が増える。手帳申請に対する不承認通知も市に届くため、市から申請者に送付している。精神保健福祉手帳の有効期間は2年間のため、2年ごとに更新がある。手帳所持者は増加の一途であり、既存手法のままでは事務執行体制の確保が難しくなる。療育手帳の成人(18歳以上)の申請においては、市で面談を実施し、県でも判定(面談)を実施しており、非効率である。

【精神保健福祉手帳】

- ・手帳所持者(各年度3.31現在) R1 2,080人 ⇒ R5 2,735人
- ・手帳交付状況 R1年度 1,134件 ⇒ R5年度 1,531件
- ・診断書返戻件数 R1年度 31件 ⇒ R5年度 90件

(令和6年度の状況)

- ・県への進達回数 16回
- ・1回あたりの進達件数 平均 430件
- ・診断書の返戻数 令和7年3月21日現在 195件

※精神障害者福祉手帳交付事務と自立支援医療受給者証交付事務については、併せて進達事務を実施している。

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、精神障害者保健福祉手帳の交付事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい(当市の自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている。)

○当市においても、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付手続において、県と申請者の間に市が入ることにより、やり取りに時間を要し非効率が生じている。特に紛失などの場合、申請者の手元に手帳が早く届くことが望ましいが、市町村を経由するため時間がかかる。

○市を経由する手続のため、申請から手帳交付まで2か月程度かかり、その期間、申請者は各種サービスの提供を受けることができない。また、申請者数は年々増加しており、申請書類の整理、システム入力、通知発送等に係る事務負担は増大しているため、オンライン化及び市町村経由事務の廃止により、事務負担軽減だけでなく、申請者負担の軽減、手続完了までの日数短縮を図ることができる。年間申請件数(変更申請等含む):約1,900件、申請受付～申請書類の整理・システム入力・進達までに要する時間:約5分/1件、手帳の受取～システム入力・通知発送までに要する時間:約5分/1件

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:932人→R4:1,029人→R5:1,095人

重点2(手帳)

- 精神障害者保健福祉手帳に関する申請は、3,129件／年(令和6年度実績)あり、事務処理に多くの時間を要している。申請から交付までに2か月半から3か月程度と、長い期間を要している。
- 市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

各府省からの第1次回答

精神障害者保健福祉手帳(以下「手帳」という。)の交付の申請等については、精神保健福祉法において、居住地(居住地を有しないときは、その現在地)を管轄する市町村を経由して行うこととされており、都道府県又は指定都市(精神保健福祉センター)が申請に基づいて審査、手帳の可否及び障害等級の判定を行い、申請を受理した市町村を経て申請者に対して手帳の交付が行われていると認識している。

こうした申請手続のオンライン化については、現在、政府において、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、手帳の交付申請に係る手続について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討するに際しては、その結果を踏まえ、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	120	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院医療)支給認定手続における市町村経由事務の廃止

提案団体

山形市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請手続について、マイナポータルを活用により直接都道府県に申請を行うことを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている医療受給者証の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。

具体的な支障事例

自立支援医療費(精神通院医療)の申請は、申請者の居住地を管轄する市町村を経由して行うこととされている。

当市では月に約500件の申請を受け、内容の確認や障がい福祉システムへの入力、県への進達を行い、また、県からの結果を受けて受給者証の内容確認、システムへの入力、発送作業を行っている。

申請者にとっては申請書類への記入、書面での添付書類の準備が大きな負担となるほか、市町村を経由することで申請から交付までに期間を要し(当市では1か月半から2か月程度)、医療機関によっては交付までは自己負担額が軽減されないこともある。

また、市町村と都道府県でそれぞれ申請内容の確認やシステムへの入力を行うことは、事務処理が重複していると考えられ、これを削減することが適当である。

これまで、所得区分判定における市民税額の確認を市が行っているが、マイナポータルを通じて申請者が税情報取得し、申請内容に反映させうえて申請することで、所得区分判定事務が省略され、市町村での確認も不要となるため、当該経由事務の廃止が可能であると考えられる。

そのため、申請のオンライン化は令和6年管理番号22により提案されているところであるが、申請に際して所得区分判定に必要な税情報が自動入力されるような仕様を求める。

さらに、医療受給者証の交付についても、県から送付を受けたものを市町村が郵送しており、市町村を経由することで交付までに時間を要しているため、交付手続についても市町村経由事務を廃止することを求める。

当市における申請受理件数と、これに伴う手続に係る時間の概算は以下のとおりである。

年間申請件数(変更申請等含む)約5,500件、進達までに要する時間1件当たり約10分、県からの結果を受け発送までに要する時間1件当たり約10分。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者から書類記載や添付書類の準備が負担であるためオンラインでの申請を求める声がある。

また、医療機関によっては交付までは自己負担額が軽減されないことがあることから、申請者の経済的な負担が生じたり、医療機関での払い戻し手続ができずに都道府県へ払い戻し手続を行うことが必要となる場合もあり、申請者から申請から交付までの期間短縮を求める声がある。

重点2(手帳)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーを活用したオンライン申請を可能とすることで、申請書類の記載や書面での添付書類の準備等の申請者の負担が軽減する。
また、市町村経由を廃止することで、申請から交付までの期間が短縮するとともに、迅速な医療機関等での自己負担軽減につながる。
さらに、マイナポータルによる申請時にAPI連携することにより、所得区分判定に必要な税情報を申請内容に反映させることができれば、所得区分判定事務が省略され、さらなる事務負担軽減や決定期間の短縮につながるものとする。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項、同法施行令第28条、第30条、同法施行規則第35条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、柏市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、亀岡市、寝屋川市、交野市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会

○当市においても、7,000件の申請があり、県と申請書確認、システム入力等の事務が重複している。また、市町村を通して、受給者証を交付することは、タイムロスがある。紙面ではなく、マイナポータル等を利用して申請することで、市町村・県の入力作業がなくなり、所得区分の判定もアプリ内で可能となる。

○当市においても、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続等における事務負担の増加に伴い、将来的には事務執行体制の確保が困難になることが懸念される。また、当県では、自立支援医療費(精神通院医療)支給認定における事務作業について外部委託を始めており、令和8年度から職員が大幅に削減され、これまで以上に市町村への負担が増加する可能性がある。

○当市でも同様の事例が発生しており、事務負担が大きい(当市の自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳を合わせた申請数は月1,600件程度となっている。)

○申請者にとって身近な市役所で手続ができることはメリットであるが、受給者証の交付は市町村を経由することで時間がかかるため、デメリットになっており、手続のオンライン化が達成されれば、申請者はそもそも窓口に来る必要がなくなる。また、本手続に係る市町村経由事務は市町村に多大な負担を強いており、オンライン化の可否を問わず廃止されることが望ましい。

○市を経由する手続のため、申請から受給者証交付まで2か月程度かかり、申請者からの問い合わせ件数増の要因となっており、また、医療機関によっては、証交付まで自己負担額が軽減されないことがあり、市民サービスの低下になりかねない。申請件数は年々増加しており、申請書類の整理、システム入力、通知発送等に係る事務負担は増大しているため、オンライン化及び市町村経由事務の廃止により、事務負担軽減だけでなく、申請者負担の軽減、手続完了までの日数短縮を図ることができる。年間申請件数(変更申請等含む):約7,200人、申請受付～申請書類の整理・システム入力・進達までに要する時間:約10分/1件、受給者証の受取～システム入力・通知発送までに要する時間:約10分/1件

○県と市で、申請時や交付時に同様の入力を行い非効率的であること、不備の診断書のやり取りで市を経由するので非効率的であることなど、市民サービスが低下している。さらに事務量増のため市職員の負担が増大し、事務執行体制確保が困難である。

○自立支援医療(精神通院)の申請数は年々増加しており、手続が複雑で事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

所持者数 R3:1,755人→R4:1,832人→R5:1,893人

○自立支援医療費(精神通院医療)に関する申請は、10,968件/年(令和6年度実績)あり、事務処理に多くの時間を要している。申請から交付までに2か月半から3か月程度と、長い期間を要している。

○市民から提出された申請書等のエラーチェックを行い、県へ進達しているため業務負担が生じている。オンライン化することで、業務負担が軽減され、また、市民も来庁する手間が省ける。

各府省からの第1次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和3

重点2(手帳)

年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータル等の行政手続デジタル化の共通基盤の整備を行うこととしている。

これらの方針を踏まえ、自立支援医療の手続き等のオンライン化について、マイナポータルによる申請を可能とすることについて検討に際しては、各手続における市町村経由事務の在り方も含めた各種論点について引き続き検討してまいりたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)の更新手続が精神疾患のある制度利用者の負担となっており、更新期限が短い、診断書料が高額であるとの意見がある。
制度利用者が精神疾患により外出できずに、更新手続ができないことがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院)の更新が制度利用者の手続や市町村受付の大きな負担となっており、手続をオンライン化することで制度利用者の負担軽減が見込まれる。また、窓口受付が減ることで、他の障がい福祉業務への人員割当や人員削減等の行政効率化を進めることができる。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、蔵王町、ひたちなか市、上尾市、朝霞市、川崎市、長野県、大阪府、西宮市、高知県、久留米市、春日市、熊本市、鹿児島市

○自立支援医療(精神通院)と精神障害者保健福祉手帳の申請数は年々増加しており、手続が複雑であるため事務負担は大きいことから、事務の効率化が求められている。

○自立支援医療受給者証及び手帳交付については、年々申請者・利用者は増加傾向にあり、職員への事務負担の多さはどの自治体においても同様と考える。また、マイナンバーとの紐付けにより自立支援医療の受給状況や手帳の利用状況が情報照会やマイナポータルにより確認することができるようになったこと等により、制度利用者の利便性が向上したものの、申請を受け付ける窓口である市町村においては、マイナンバーの紐付け誤りが発生しないよう、申請時のマイナンバーの本人確認を迅速かつ遺漏無く事務処理をする必要があり、かなりの事務負担であることが拝察される。マイナンバーを利用したオンライン申請の仕組みを国で導入することにより、転入出時の届出等も容易となり、自治体での事務負担が軽減されるほか、マイナンバーの紐付けを誤る危険性が大幅に低くなると考える。

○手帳のオンライン申請の方法について、現状の制度では診断書の提出をオンライン申請とは別で本人が行う必要があり、手続にかえて時間を経費を要する場面があることも想定される。そのため、診断書もオンラインで記載できることは、利用者の負担を軽減できる可能性があると考えられる。

○現行、手帳の申請にはマイナンバーの記載が必要であり、マイナンバーはインターネット回線ではやりとりできないと理解している。また、オンライン対応できない医療機関もあると考えられ、紙媒体での書類申請は今後も残ると予想される。オンライン申請と紙媒体の申請が混在することになると、かえて自治体の処理が煩雑となるのではとの懸念がある。手帳のオンライン申請にあたっては、全国で共通したシステム整備を希望する。

○①支障事例

精神障害者には、「家から出られない」、「窓口で職員と会話できない」という状況の方も多くいる。また、外出が出来ない方は郵送申請すら困難な状況である。さらに、電話の意思疎通が困難な方も多く、書類の不備等がある場合の市民(申請者)及び職員の負担は過大となっている。

このような状況を踏まえ、精神障害者が「(窓口)に行かない」、「(書類)を書かない」、「(窓口)で待たない」申請手続を推進するため、公的個人認証に対応した電子申請手続の実現を早急に進めるよう求める。

②必要性

当市(人口約113,000人)では、正職員1人が月約400件(手帳、支給認定の申請合計数)の確認・進達作業を行っており、業務負担が非常に大きい。

電子申請により入力段階でエラー判定を行うことが可能となることから、市区町村の確認項目や書類不備による申請者との連絡調整業務も大幅に減ることが期待される。

○申請数が増加しているにもかかわらず、従来どおり紙文書主体の事務処理フローが見直されておらず窓口対応や受付・進達・交付事務に多くの時間と職員を割いている状況である。認定状況についての問合せも多いが、認定主体は県であるため窓口である市町村では即答できない。交付遅延や制度に対する苦情対応も窓口である市に寄せられることが多く、時間と労力を割かれている。市町村の裁量ではオンライン化が進められない

め、デジタル化が最も遅れている事業となっている。精神的な要因で通院を要する患者の負担軽減を図る観点から、オンライン化により利用者の負担軽減を図ることの検討を進めるべきである。

○【申請受付及び県への進達事務】

当市は人口4万人に対して、過去5年間で精神手帳所持者は100人以上の増加で、かつ自立支援医療(精神通院)申請とあわせても申請件数は約1.7倍と急速に増加しており、結果、申請書類不備等確認や問合せ対応も増加している。

うち、所得審査にも多く時間を要しているが、「自立支援医療支給認定通則実施要綱 第9」によると、税未申告者へは申告を求めるところから始めるようになっており、審査時に未申告が判明した場合は、後日再度、連絡をとり、説明し、税担当課と連携を図り、申告を進めるなど、1件ごとの負担が大きく進達できるまで時間を要する。オンライン申請時にマイナ情報で未申告がわかれば、先に税申告を行うこととなり、住民も市町村も負担が軽減されると考える。

またオンライン申請が可能となることで、記入が困難な方においても円滑な対応が可能になると考える。

【発送業務】

システム構築されることで、県が入力された情報を、再度、市町で確認しながら入力する作業も軽減され、発送作業に集中ができ、事務量も軽減されると考える。

各府省からの第1次回答

現在、政府においては、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現～」(令和3年6月1日規制改革推進会議)に基づき、性質上オンライン化できない手続を除き、地方公共団体に対する申請等を含めた全ての所管行政手続を2025年までにオンライン化する検討を進めている。

その上で、地方公共団体等が受け手となる行政手続に関しては、「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁がマイナポータルの活用拡大等の検討を含め、共通基盤の整備を行うこととしている。

こうした方針を踏まえ、引き続き検討を進めていく。

なお、自立支援医療費(精神通院医療)の直近の支給認定に係る申請に添付する医師の診断書に関しては、制度利用者が直近の支給認定に係る申請時点から病状に変更がない場合は、省略することができることとしており、事務負担の軽減を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

2025年までのオンライン化の検討を進めていることについて、次の項目の検討状況等を可能な範囲でお示し願いたい。

1 現在の検討状況

(1)マイナポータルでの申請後に地方自治体が行う申請受付や所得判定などの事務に係る事務処理システムの構築についての検討状況

(2)診断書に代わる内容をオンライン化されたシステムにデータ入力をするインターフェース等に関する精神科医師との調整状況

(3)PMHによる連携の検討状況

2 2025年(令和7年)末までのスケジュール

(1)オンライン受付の開始予定時期

(2)オンライン受付の開始、申請手順等の制度利用者への周知予定

(3)受付後の事務処理に関する医療機関、地方公共団体等への周知予定

3 今後の検討の見通し

現在、具体的な検討の段階にない場合は今後の見通しをお示しいただきたい。

自立支援医療(精神通院医療)の申請は、病名の変更・追加がない場合には診断書の省略によって実質2年毎の提出となっている現状があるが、その場合においても前回と変わらない内容での更新が多く、住民、医療機関、市町村及び都道府県の負担が大きいと考える。そのため、医師の診断書の省略条件の緩和・拡大(長年療養を続け症状が大きく変わらず、継続して制度を利用する必要がある方は有効期限を4年に延長し、診断書の提出を4年に1回とするなど)、所得区分判定の廃止・簡素化(所得判定を廃止し自己負担上限額を一律とする、あるいは所得区分判定を簡素化し課税か非課税の2区分とするなど)、精神障害者保健福祉手帳を含む有効期限の延長など多角的な視点でさらなる事務負担軽減や手続の簡素化について検討いただきたい。さらなる事務負担軽減や手続の簡素化は、オンライン化の実現可能性に大きく寄与するもの(所得判定を廃止し判定フローがなくなることでシステム構築がシンプルになるなど)と考えるため、オンライン化検討を機に並行して検討いた

だきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化などにより、デジタル技術の活用による住民へのサービスの向上・負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・高度化が図られるよう、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【デジタル庁】

—

【厚生労働省】

ご提案に対し、精神障害者保健福祉手帳交付申請及び自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続きについて特化した新たな事務処理システムを整備することは、効率性の観点から困難であるため、マイナポータルを活用拡大を前提に検討をすることとしているところ。

その際には、課題の一つとして、精神障害者保健福祉手帳交付申請や自立支援医療費(精神通院)支給認定申請手続きの際に自治体に提出する診断書について、医療機関において電子的に発行した診断書をマイナポータルを活用して電子的に提出できる仕組みが必要となると考えられるところ、当該仕組みについても検討が続いている状況である。

そのため、引き続き、マイナポータルの活用拡大やマイナポータルを活用し自治体に提出する診断書の電子的な提出方法について検討や、関係府省庁との調整を進めることとしている。

なお、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定の有効期間は1年以内とされており、現行では、「自立支援医療費の支給認定について」(平成18年3月3日障発第0303002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により、直近の支給認定に係る申請時点から当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がない場合には、翌年度の診断書の提出は省略できるとしている。

自立支援医療費における長期間に渡る診断書の省略条件の緩和・拡大については、精神通院医療を含む自立支援医療費支給が、公費負担医療制度であることに鑑み、対象となる方や医療費支給額を公平かつ公正に決定する必要があることから、症状等に変更がないから省略できるのではなく、症状等に変更がないことを客観的に行政において確認する必要があるためは困難である。

また、所得判定を廃止し自己負担上限額を一律とする、又は所得区分判定を簡素化し課税か非課税の2区分とすることについても、診断書の件と同様に、精神通院医療を含む自立支援医療費支給が、公費負担医療制度であることに鑑み、対象となる方や医療費支給額を公平かつ公正に決定するため、それぞれの支給申請を行った時点における所得状況に応じて、相応の自己負担をしていただく必要があると考えているため、ご提案いただいたような簡素化は困難である。

精神障害者保健福祉手帳については、一定の精神障害の状態にあることを認定して、各種の支援策を講じやすく、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として交付しており、障害の程度に応じて、重度のものから1級、2級、3級の障害等級を定めている。

障害等級の判定に当たっては、精神疾患(機能障害)の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定を行うこととしており、精神障害のある方の上記の状態の変化を確認し、障害等級に応じた各種支援策を受けていただけるよう、手帳の有効期限である2年ごとに更新いただくこととしている。

こうしたことから、医師の診断書の提出を現行の運用以上に緩和・拡大すること、所得区分判定を廃止・簡素化すること、精神障害者保健福祉手帳の有効期間を延長することは困難である。

以上を踏まえ、引き続き、マイナポータルの活用拡大等による事務負担軽減の検討を進めてまいりたい。

令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)記載内容

4【デジタル庁(6)】【厚生労働省(22)】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)

精神障害者保健福祉手帳の交付申請(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律45条1項)及び自立支援

重点2(手帳)

医療費の支給認定申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 53 条1項)に係る
手続については、医師の診断書のオンラインによる提出も含め、マイナポータルによる申請を可能とすること
について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省・環境省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号	211	重点募集テーマ	×	提案区分	A 権限移譲
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項（事項名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること

提案団体

津市

制度の所管・関係府省

国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第23条の5「関係行政機関への照会等」において、「都道府県知事」が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する「市町村長」にも付与するよう規定の見直し又は追加を求める。

具体的な支障事例

廃掃法の規定に基づき、一般廃棄物の処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、市町村から処分業の許可を得ずに廃棄物を自身の敷地や借地・借家に保管する行為を行う者（以下「行為者」という。）に対して、措置命令等の処分を行うことが可能である。しかし、多くの場合、廃棄物の発生元や運搬業者が不明であるため、措置命令違反等の罰則処分にまで至らない場合が多く、その結果、行為者に対して指導を重ねるだけにとどまってしまう。このような状況が継続することで、悪質な違反行為者による大規模不法投棄事案を発生させる原因の温床となるなど、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する市民の不信を招く恐れがある。生活環境の保全上の支障の発生又はその拡大を防止するためには、厳正かつ速やかに行政処分を行う必要があり、都道府県知事においては、産業廃棄物の処理に関して関係行政機関への情報提供の照会等の規定があるところ、市町村長には一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、法令上にその根拠が明文化されておらず、迅速かつ適正な調査の実施に大きな支障を生じている。

例えば、定期的な見回りや近隣住民からの情報提供によって、行為者へ廃棄物を引き渡す車両を特定できているものの、運輸局へ行う車両登録情報の照会には、法律又は条例における根拠条文が必要となるとのことで、行為車両所有者を特定することが難しい状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

地域住民からは、行為者に関する情報や苦情が自治体に寄せられ続けているが、市町村には明確な調査権が規定されておらず、迅速な対応ができない。

対応の遅れ等により、行為者が保管する大量の廃棄物が、隣地への被害を及ぼす恐れや火災の原因となること等が懸念される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

制度改正により、市町村が自らの権限で、関係機関に協力を求めることで、廃棄物の運搬業者を迅速に特定でき、廃棄物の発生元への指導・処分事務を効率的また適正に行うことが可能となる。その結果、不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上に寄与する。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路運送車両法、個人情報保護法、登録事項等証明書等の交付請求方法の変更について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、上尾市、浜松市、豊橋市、半田市、兵庫県

- 新たに制度が整備されることとなれば、市町村長が一般廃棄物の処理に係る関係行政機関への照会等について、自らの権限で関係機関に協力を求めることが可能となり、不法投棄行為者等の特定に至る可能性や、指導や処分へと繋げられる可能性が高まることが期待される。
- ごみ集積所における資源物持ち去りや不適切排出について、市が設置した監視カメラで運搬車両のナンバー等の情報をつかむことができるケースがあるが、その後の所有者調査等に苦慮しており、犯人への直接指導ができていない状況である。
- 当市においても車両情報からの行為者の迅速な特定について支障をきたしている。
- 一般廃棄物の不適正処理を防止する為、産業廃棄物と同様に「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与することは必要と考えます。

各府省からの第1次回答

現行法令下においても、行政機関等が保有個人情報を提供することができる場合は、必ずしも法律に照会権限が規定されている場合に限られるわけではなく、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき「相当の理由があるとき」などには提供することが可能である。

また、支障の例として挙げられている所有者の氏名及び住所を含む自動車の登録に係る情報については、道路運送車両法第22条第1項において「何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされている。このため、現状においても市町村が同項に基づいて登録事項等証明書を取得することは可能であり、請求があった場合は全国の運輸支局等において即日交付を行っている。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	45	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	05_教育・文化

提案事項(事項名)

前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書における補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

現行の法律に補欠の教育長の残任期間の規定があり、前任の教育長が辞職した場合、補欠の教育長の任期を3年確保することができない状況である。

【制度改正の必要性】

平成27年4月から始まった新教育委員会制度においては、教育長は常勤特別職であり、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要な役割(会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者)を担うこととなり、残任期間の定めがない常勤特別職である副市長と同様に、計画性をもって職務を全うするためにも、3年間の任期が確保されている必要がある。

また、新制度においては、個別に首長が教育長を議会の同意を得て任命するため、他の教育委員と任期を合わせる必要はなく、補欠の者の任期を残任期間とする必要性はなくなった。

なお、教育長と同様に、議会の手続きを経て選任する教育委員、選挙管理委員、農業委員、公平委員及び固定資産評価審査委員会委員についても、補欠の者の任期は残任期間とすることが法律で定められているが、これらの委員は非常勤特別職である。

現状、本市教育委員会において、教育長の任期開始日は10月1日である。教育長の選任に当たっては、教育行政に関し識見を有する多様な人材から最もふさわしい者を任命するべきであるが、任期開始日次第では、候補者の選択肢が限定されてしまう状況である。

以上により、身分保障のある教育長の選任に当たっては、一度の議会の同意で3年間の任期を保証すべきであるが、教育長が辞職した場合等にその残任期間をもって補欠の者を選任することが義務付けられている規定が支障となり、地方公共団体は適切な時期に適格な教育長を選任することができない。

【支障の解決策】

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が規定する第5条第1項ただし書の補欠の教育長の残任期間の規定を削除し、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにすべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

教育長の任期の残任期間の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるようにすることで、3年の任期が確保された中で計画性をもって職責を全うすることができるようになる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

長野県、浜松市、豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、熊本市

○当市では、平成31年3月末に教育長が任期途中で退任したため、3月市議会定例会で議会の承認を経て、4月1日に新しい教育長が就任した。新しい教育長の任期は前任者の残任期間とされているため、前教育長の任期が同年9月末であったことから、再度9月市議会定例会に同一人物の人事案件を上程する必要が生じた。短期間のうちに、残任期間を理由に二度同じ人事案件を議会に上程することは、事務上は必要であるものの、市民感覚で理解することは難しい。

各府省からの第1次回答

教育長もその一員である、合議制の執行機関たる教育委員会は、その構成員の改任により急激に委員会の行政方針が変わることを避け、教育行政の安定性、中立性を確保するために、教育長と委員の毎年一部が改任する仕組みとされている。

この仕組みを維持する趣旨から、教育長や委員が任期中に欠けた場合に補欠として任命される者の任期は、前任者の残任期間としているところであり、ご提案については、他の行政委員会の規定も踏まえ、慎重な検討を要する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	104	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護職員初任者研修のうち、「通信学習方式」における学習時間の取扱いを弾力化すること。

具体的な支障事例

介護職員初任者研修については、厚生労働省が定める取扱細則に基づき、各都道府県において研修事業者を指定し、研修を実施している。同研修は、「通学方式」のほか、受講者の負担を軽減し、受講を容易にするため、カリキュラム全 130 時間のうち、最大 40.5 時間については、「通信学習方式」が可能とされている。

県内の研修事業者から「講師の確保が難しい地域においても研修が可能となるよう、ZOOM 形式を活用したサテライト会場での研修を実施したいが、その場合「通学方式」として全 130 時間の実施が可能か」との質問があり、厚生労働省に確認したところ、「ZOOM 形式は、通信学習方式にあたり、40.5 時間までしか認められない」旨の回答があり、事業者の提案は認められなかった。

令和2年4月30日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)の臨時的な取扱いについて」が発出され、全ての研修課程において通信形式での実施が可能となっていることと、臨時的な取扱いによる運営でも特段の問題はなかったため、ZOOM 形式で補助講師を置く形であれば実施可能と考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和6年度の研修実施にあたり、研修事業者から以下の要望・問い合わせが寄せられた。

- ・A 地域において通学方式により研修を実施してきたが、B 地域にも受講希望者がいる。
- ・しかし、B 地域では講師の確保が難しいため、主講師の講義を ZOOM 形式でサテライト会場につなぎ、同会場に補助講師を置く形で実施したい。通学形式と同様、全ての講義(130 時間)を実施可能か。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護職員初任者研修の修了者は、人材確保に苦しむ訪問介護事業所の訪問介護員に求められる資格等の1つであり、規制の見直しにより ZOOM 形式を活用したサテライト会場で全 130 時間の研修が可能となれば、介護人材の育成促進が期待される。

根拠法令等

介護保険法第8条第2項、介護保険法施行令第3条、介護保険法施行規則第22条の27、介護員養成研修の取扱細則について(平成30年3月30日老振発0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

横浜市、川崎市、宍粟市

—

各府省からの第1次回答

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課より令和6年4月16日に発出した事務連絡（介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の取扱いについて）において、「新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月30日付事務連絡）においてお示ししている取扱いについては、当面の間継続することとしており、現状、都道府県の判断により、修了評価を含め、全て通信学習の活用による実施とすることを可能としているところ。今後の取扱いについては現在必要な対応を検討しているところである。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	30	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること

提案団体

亀岡市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

当市はJRと高速道路に沿って主な市街化区域が設定されており、比較的コンパクトなまちが形成されている。その一方で、周囲を市街化区域に囲まれた市街化調整区域(以下「穴抜きの調整区域」という。)が複数存在している。それら穴抜きの調整区域はこれまで農地として活用されてきたが、営農者の高齢化や後継者不足という状況に加え、「子どもファースト」を宣言し、当市の立地や交通利便性を踏まえ様々な施策に取り組んでいることもあり、京阪神地域からの住宅地開発の要望が高まっている。

そのような状況を受け、当市では、土地所有者の意向や都市の一体性、効率的な都市構造構築のため、穴抜きの調整区域の市街化区域編入を検討しており、計画する土地利用については、周辺の土地利用状況を考慮し、主に住居系土地利用が適していると考えている。

しかしながら、市街化区域の設定方式が人口フレームを基本とした現制度の下では、人口減少が進んでいる当市の場合、住居系の土地利用を目的とした市街化区域拡大は困難な状況であり、結果的に、計画するまちづくりの実現が困難な状況に陥っている。

そこで、市街化区域に囲まれている又は近接している市街化調整区域については、人口フレーム方式に基づく方式だけではなく、市町村の土地利用の実情や方針に基づいた市街化区域の設定も可能にすることで、将来的にインフラの負荷軽減や効率的な行政サービスの提供が可能になると考えている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の穴抜きの調整区域については大部分が農地として土地利用が進められてきたが、担い手の高齢化や後継者不在により、将来的に耕作放棄地などになる可能性があり、周辺環境の悪化が想定されるため、適切に土地利用を誘導する必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

穴抜きの市街化調整区域の解消による効率的な都市構造の構築により、立地適正化計画の実現に寄与し、下記のような効果を増進すると考える。

- ①企業の生産性の向上
- ②行政コストの縮減と地価の維持・上昇
- ③健康の増進

④環境負荷の低減

根拠法令等

都市計画法第13条第1項第2号、都市計画運用指針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

寝屋川市

○提案に条件を付せば実現してよい。「無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図る」という区域区分の制度趣旨を踏まえた客観的かつ具体的な判断基準があれば、検討してよい（人口フレームによらない柔軟な設定をしてよい）。

○当県においても穴抜きの調整区域を持つ市はあり、市街化区域への編入を検討している状況は存在しており、人口フレーム方式に基づく方式だけではなく、市町村の土地利用の実情や方針に基づいた市街化区域の設定も必要と考える。

各府省からの第1次回答

都市計画法における区域区分については、無秩序な開発を抑制してまとまりのある良好な市街地を形成することを基本的な目的としており、効率的な都市基盤整備を実施することで地方自治体の財政を健全化させるなど都市の持続性を高めることに寄与している。

区域区分の面積の算定に当たっては、市街地規模との相関性が高いことから、人口を最も重要な算定根拠とする人口フレーム方式を基本とすることが引き続き有効である。これは、急速な人口減少社会において、地域活力の維持や市民生活の利便性向上を目的に政府全体で推進しているコンパクト・プラス・ネットワークの取組にも適合する。

なお、人口フレーム方式を基本としつつも、市街地における土地利用の現状及び将来の見通しを総合的に勘案して、都市的土地利用の適否を判断する等の柔軟な運用を妨げるものではないこととしており、これを都市計画法の実務的な運用を掲載する運用指針においても明示している。